

## 社会福祉法人はりま福社会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人はりま福社会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等の支給はしない。

(1) 役員等については、報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、勤務実態に応じ定めるものとする。

(1) 報酬については別表1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与第6条に準じた日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第5条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、端数を四捨五入する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1

役員等報酬表

単位:円

号俸	支給基準額
1号俸	月額 5,000
2号俸	月額 10,000
3号俸	月額 20,000
4号俸	月額 30,000
5号俸	月額 40,000
6号俸	月額 50,000
7号俸	月額 100,000
8号俸	月額 150,000
9号俸	月額 200,000
10号俸	月額 250,000
11号俸	月額 300,000
12号俸	月額 350,000
13号俸	月額 400,000
14号俸	月額 450,000

15号俸	月額 500,000
16号俸	月額 550,000
17号俸	月額 600,000
18号俸	月額 650,000
19号俸	月額 700,000
20号俸	月額 750,000
16号俸	月額 800,000
17号俸	月額 850,000
18号俸	月額 900,000
19号俸	月額 950,000
20号俸	月額 1,000,000